

特定非営利活動法人  
香川人権研究所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人香川人権研究所（以下「本研究所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本研究所は、主たる事務所を香川県丸亀市川西町南7 1 5番地1号に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本研究所は、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃をはかるため、歴史、社会、経済、法律、文化、教育、運動に関する調査、研究並びに教育・啓発活動を実施するとともに会員相互の研修を行ない、もってこれらの問題の速やかな解決に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本研究所は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) まちづくりの推進を図る活動
- (7) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 情報化社会の発展を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 消費者の保護を図る活動

(事 業)

第5条 本研究所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 部落差別をはじめあらゆる差別に関する調査・研究活動
- (2) 関係図書資料の収集、保存、整理および紹介
- (3) 機関誌、図書の編集、発刊
- (4) 講演会、研修会、研究会など啓発活動
- (5) その他、目的達成のために必要な事業

### 第3章 会 員

(会 員)

第6条 本研究所の会員は次のとおりとし、会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 本研究所の目的に賛同し、積極的に事業に参加する個人および団体
- (2) 本研究所の目的達成のために活動を支援する個人及び団体

(入 会)

第7条 本研究所の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の入会申込者が、第3条に定める目的に賛同し、本研究所の活動および事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に通知するものとする。

3 理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 本研究所の会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費については、別に定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会員である団体・企業が消滅・解散したとき。
- (5) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本研究所の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の抛出金品は返還しない。

### 第4章 役員および職員

(役 員)

第13条 本研究所に次の役員をおく。

(1) 理事 10名以内

(2) 監事 2名

2 理事の内、1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 法第20条の各号に該当するものは、本研究所の役員になることができない。

(役員を選任)

第14条 理事および監事は、総会において選任し、理事は互選で理事長および副理事長を定める。

2 理事の選任にあたっては、理事いずれか一人およびその者と親族、その他の特別な関係にある者が理事現任数の3分の1を超えて含まれてはならない。

3 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

4 監事の選任にあたっては、監事が本研究所の職員を兼ねることとなつてはならない。また、理事と監事との間および監事相互の間に親族その他の特別な関係があつてはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、本研究所を代表し、本研究所の業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本研究所の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本研究所の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本研究所の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事は理事会において理事総数の過半数の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

第19条 役員は、理事会の議決により報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長がこれを決める。

(研究員等)

第20条 事業遂行のために研究員および顧問をおくことができる。

- 2 研究員および顧問は理事会で決定し、総会に諮り理事長が委嘱する。
- 3 研究員および顧問は無給とするが、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 4 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長がこれを決める。

(職員)

第21条 本研究所に、日常業務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、所長、事務局長その他の職員をおくことができる。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 職員は有給とし、勤務条件は理事長がこれを決める。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会議決事項)

第23条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画又は収支予算の変更
- (2) 年会費の額
- (3) 借入金・その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織および運営
- (5) その他運営に関する必要な事項

(理事会の招集)

第24条 理事会は、毎年2回以上と次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議決について、特別の関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

4 各理事の表決権は、平等なるものとする。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者の数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 総 会

(総会の種別)

第28条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第29条 総会は、第6条の会員をもって構成する。

(権能)

第30条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務および報酬
- (7) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(総会の招集)

第31条 通常総会は、毎年1回理事長が招集する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めて招集を請求したとき、理事長が招集する。
- (2) 会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合、理事長が招集する。
- (3) 第15条第4項第3号の規定により、監事から召集があったとき。

3 臨時総会は、その請求があった日から20日以内に招集しなければならない。

(総会招集通知)

第32条 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファックスおよびEメールで、総会開催日の5日前までに招集通知を発信していなければならない。

(総会の議長)

第33条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(総会の定足数等)

第34条 総会は、会員現在数の3分の1以上の者が出席しなければその会議を開き議決することができない。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意志を表示した者および他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会における決議事項は第32条の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の3分の2以上の同意がある場合には、この限りではない。

(会員への通知)

第35条 総会の議事の要項および議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第36条 総会の議事に関する議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長がこれを決める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事長の決済を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、暫定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の3分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散するときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、この法人の目的に類似の目的を有する公益団体に寄附するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行なう。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、所管庁の認証を受け、法人登記を済ませた日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 高野 眞澄

副理事長 大浦 一臣

理事 喜岡 淳

同 鷓川 千エ

同 中村 一成

同 岡田 健悟

同 小川 俊

同 中村 稔

同 宝田 公治

同 三宅 正博

監事 濱近 仁史

同 岡本 俊晃

3 この法人の設立当初における役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月31日までとする

4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず成立の日から平成18年3月31日までとする。

